

令和6年5月1日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	事務部長 建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議事係長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第 1 号)		
第 1		仮議席の指定 (決定)
第 2		議長選挙 (当選・山村恵美子)
議 事 日 程 (第 2 号)		
第 1		議席の指定 (決定)
第 2		会期の決定 (1 日間)
第 3		副議長選挙 (当選・横光春市)
第 4	発議第 5 号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 5		常任委員の選任 (決定)
第 6		議会運営委員の選任 (決定)
第 7		備北地区消防組合議会議員選挙 (当選)
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 (当選)
第 9		広島県水道広域連合企業団議会議員選挙 (当選)
第 10	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市都市計画税条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例) (承認)

第 11	議案第55号	損害賠償の額を定めることについて（原案可決）
第 12	議案第56号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 13		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について
追加日程	議案第57号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）

令和6年第1回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和6年5月1日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		仮議席の指定…………… 7
第 2		議長選挙…………… 7

令和6年第1回三次市議会臨時会議事日程（第2号）

（令和6年5月1日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の指定	9
第 2		会期の決定（日間）	9
第 3		副議長選挙	10
第 4	発 5	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	11
第 5		常任委員の選任	13
第 6		議会運営委員の選任	13
第 7		備北地区消防組合議会議員選挙	14
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	14
第 9		広島県水道広域連合企業団議会議員選挙	15
第 10	報 2	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）	17
	報 3	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	17
	報 4	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	17
	報 5	専決処分の承認を求めることについて（三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	17
第 11	議 55	損害賠償の額を定めることについて	19
第 12	議 56	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて	21
第 13		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について	21

追加日程	議 57	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて…………… 22
------	------	---------------------------------

○臨時議長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました横光春市でございます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○臨時議長（横光春市君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（横光春市君） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 2分——

——再開 午前10時12分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（横光春市君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（横光春市君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（横光春市君） 議会事務局職員は所定の位置に移動してください。

〔職員所定の位置に移動〕

○臨時議長（横光春市君） ただいまの出席議員数は22人です。

これより投票箱を点検します。職員は投票箱に何も入っていないことを確認させてください。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（横光春市君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前へ進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（石田和也君） それでは、仮議席順にお呼びいたしますので、順次投票をお願いいたします。

伊藤議員、鈴木議員、竹田議員、増田議員、片岡議員、細美議員、國重議員、山田議員、重

信議員、新田議員、徳岡議員、掛田議員、藤岡議員、中原議員、月橋議員、藤井議員、山村議員、穴戸議員、保実議員、弓掛議員、小田議員、最後に横光臨時議長。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（横光春市君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（横光春市君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に山田議員及び細美議員を指名いたします。

両議員は前に進み、開票の立会いを行ってください。

〔開票立会人移動〕

○臨時議長（横光春市君） それでは、開票を行ってください。

〔開 票〕

○臨時議長（横光春市君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

山村議員 11票

小田議員 10票

以上のおおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

よって、山村議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。記載台を撤去してください。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（横光春市君） ただいま議長に当選されました山村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 山村恵美子君 登壇〕

○議長（山村恵美子君） ただいま行われました市議会議長選挙において当選いたしました、清友会の山村恵美子でございます。11対10ということでございます。これはまさに同数に近い数字ということで皆様の判断を仰ぐこととなりました。2期目の議長席に着かせていただくわけですが、また初心に返りまして、議員皆様とのしっかりとした意見、それからもちろん討論もあ

りましょう、議論もありましょう。そういう中で、しっかりと議会改革を進めていきたいと思  
います。

そして、特にやっぱり市民の皆様に関しましては、議会が見えない、議員の姿が見えないと  
いう声が小さくならないというところを重く受け止めて、いかに市民の皆様にご理解いた  
だける開かれた議会をつくっていくかというところにしっかりと私の力を注いでいきたいと思  
います。何が何でも、チーム議会として皆様とともにこの議会を開かれた議会、そして市民の  
皆様に本当に理解していただけて頼りにしていただける議会と成長していきますよう尽力して  
まいりますので、どうか皆様のお力を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

そして、執行部の皆様におかれましては、やはり是々非々の下、しっかりと議論を尽くし、  
市民福祉向上のためにお互いに力を合わせながら前に進んでいきたいと思っておりますので、どうぞ  
よろしくお願いいたします。

それでは、私の挨拶とさせていただきます。これから2年間、一生懸命尽力いたしますので、  
皆様とともに頑張りましょう。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（横光春市君） 議長が決まりましたので、以上で臨時議長の職務は終了いたしました。

よって、議長と交代いたします。御協力、誠にありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（山村恵美子君） 会派代表者会議を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

会派代表者は議長室へ御参集願います。

再開につきましては後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時29分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び鈴木議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、既に配付の議席表のとおり議長において指定
いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時40分——

——再開 午前10時51分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 副議長の選挙

○議長（山村恵美子君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山村恵美子君） 議会事務局職員は所定の位置に移動してください。

〔職員所定の位置に移動〕

○議長（山村恵美子君） ただいまの出席議員数は22人であります。

これより投票箱を点検いたします。職員は投票箱に何も入っていないことを確認させていただきます。

〔投票箱点検〕

○議長（山村恵美子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前へ進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（石田和也君） それでは、議席順にお呼びいたしますので、順次投票をお願いいたします。

伊藤議員、鈴木議員、竹田議員、増田議員、片岡議員、細美議員、國重議員、山田議員、重信議員、新田議員、徳岡議員、掛田議員、藤岡議員、中原議員、月橋議員、藤井議員、宍戸議員、保実議員、弓掛議員、横光議員、小田議員、最後に山村議長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（山村恵美子君） それでは、投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に徳岡議員及び中原議員を指名いたします。

両議員は前に進み、開票の立会いを行ってください。

〔開票立会人移動〕

○議長（山村恵美子君） それでは、開票を行ってください。

〔開 票〕

○議長（山村恵美子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

横光議員 11票

藤岡議員 10票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

よって、横光議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。記載台を撤去してください。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場閉鎖〕

○議長（山村恵美子君） ただいま副議長に当選されました横光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 横光春市君 登壇〕

○副議長（横光春市君） ただいまの投票の結果を見させていただきまして、本当に伯仲しているなど、そんな思いでございます。これよりはオール委員会、オール議会としての取組が必要であらうと思います。私は副議長として、まず第一義として議長を支えてまいりたいと思います。今後とも一生懸命に努力してまいりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第5号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

〔18番 宍戸 稔君 登壇〕

○18番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第5号三次市議会委員会条例の一部を

改正する条例（案）について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、小田伸次議員、新田真一議員、掛田勝彦議員、中原秀樹議員と私、穴戸 稔でございます。

本案は、三次市議会議員定数条例の改正が適用された三次市議会議員一般選挙の執行によって議員定数が22人となったことに伴い、三次市議会委員会条例における各常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数等を改正しようとするものであります。

その内容は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会の定数を8人から7人に、予算決算常任委員会の定数を23人から21人に、広報広聴常任委員会の定数を8人から7人に、議会運営委員会の定数を10人から8人にそれぞれ変更し、また、議長が常任委員会に所属しないことを可能とする変更を行おうとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第5号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の公布が必要なため、暫時休憩いたします。再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 9分——

——再開 午後 1時 30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○議長（山村恵美子君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に宍戸議員、伊藤議員、弓掛議員、藤井議員、徳岡議員、中原議員、山田議員の7名を、教育民生常任委員に重信議員、新田議員、藤岡議員、月橋議員、増田議員、國重議員、片岡議員の7人を、産業建設常任委員に小田議員、保実議員、鈴木議員、横光議員、掛田議員、細美議員、竹田議員の7人を、広報広聴常任委員に重信議員、徳岡議員、月橋議員、山田議員、國重議員、竹田議員、片岡議員の7人をそれぞれ指名したいと思います。予算決算常任委員には、議長を除く全議員の21人を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、宍戸議員、藤井議員、新田議員、増田議員、中原議員、山田議員、國重議員、細美議員の8人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され互選されますよう、年長委員の方はよろしく願いいたします。

各委員会の正副委員長の互選などのため、この際、暫時休憩いたします。

予算決算常任委員会はこの議場で行います。予算決算常任委員会終了後、各常任委員会及び議会運営委員会をお願いいたします。

再開につきましては後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時33分——

——再開 午後 3時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際、御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に伊藤議員、副委員長に山田議員、教育民生常任委員会委員長に新田議員、副委員長に月橋議員、産業建設常任委員会委員長に鈴木議員、副委員長に小田議員、広報広聴常任委員会委員長に重信議員、副委員長に徳岡議員、予算決算常任委員会委員長に藤岡議員、副委員長に中原議員、議会運営委員会委員長に宍戸議員、副委員長に藤井議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 備北地区消防組合議会議員の選挙

○議長（山村恵美子君） 日程第7、これより備北地区消防組合議会議員9人の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

備北地区消防組合議会議員に保実議員、弓掛議員、藤井議員、藤岡議員、増田議員、山田議員、細美議員、竹田議員、片岡議員の9人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました保実議員、弓掛議員、藤井議員、藤岡議員、増田議員、山田議員、細美議員、竹田議員、片岡議員を備北地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員が備北地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま備北地区消防組合議会議員に当選されました9人の議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山村恵美子君） 日程第8、これより広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、新田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました新田議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、新田議員が後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新田議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

○議長（山村恵美子君） 日程第9、これより広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

広島県水道広域連合企業団議会議員選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県水道広域連合企業団議会議員については、鈴木議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました鈴木議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、鈴木議員が広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人に決定されました。

ただいま当選されました鈴木議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで福岡市長から挨拶をしたい旨、申出がありましたので、この際これを許します。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 改めまして、去る4月14日に行われました三次市議会議員選挙におきましては、市民の皆さんの信頼と大きな期待を受けて御当選されました議員の皆様方に心からお祝いを申し上げます。改選後の初議会であります令和6年第1回三次市議会臨時議会におきまして、新たな議会構成が決定いたしました。また、山村議長並びに横光副議長におかれましては、御就任誠におめでとうございます。

選挙を通じて市民の皆様から寄せられた意思や思いを基に御活躍されますことを期待するとともに、執行部といたしましても、市議会と連携を取りつつ、市政発展と市民福祉の向上に共に尽力してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本年は市町村合併により本市が誕生して20年という大きな節目を迎えます。6月1日に市民ホールきりりにおきまして市制施行20周年の記念式典を挙げるほか、7月15日、祝日でありますけれども、市民ホールの開館10周年記念も兼ねて、東京大学卒業のクイズ王、伊沢拓司さんを招いての講演会を同ホールで開催いたします。また、市民の皆さんにもこの市制20周年の記念すべき1年を盛り上げていただくため、今年度限定で、一定の条件を満たすイベントに対して補助金を交付いたします。

この1年は、こうした様々な記念事業を通じてこれまでの20年間を振り返り、本市を支えてこられた方々に感謝と敬意を表するとともに、市民の皆さんと一緒に盛上げを図り、30年後、50年後を見据えた本市の継続的な発展に向けたスタートの年として全市を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会には、報告4件、議案2件を提出させていただいております。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。臨時議会に当たっての挨拶とさせていただきます。

日程第10 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（山村恵美子君） 日程第10、報告第2号から報告第5号までの専決処分の承認を求めることについて、報告4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第2号から報告第5号までの報告4件について御説明申し上げます。

最初に、報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、令和6年能登半島地震で住宅、家財などの資産に損害が生じた場合の個人住民税における雑損控除額等の特例規定の新設に伴う改正、個人住民税の特別税額控除の新設に伴う改正及び固定資産税に係る特定バイオマス発電設備滞在快適性等向上施設等の課税標準の特例等に係る改正を行うものであります。

次に、報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、滞在快適性等向上施設等の課税標準の特例を定める改正等を行うものであります。

次に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、

関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を、後期高齢者支援金分につき22万円から24万円に拡大するとともに、軽減判定所得の基準額について、5割軽減を受ける世帯の被保険者1人につき乗じる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減については53万5,000円から54万5,000円に拡大しようとするものであります。

最後に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、市町村計画で振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除規定を3年延長しようとするものであります。

以上、報告4件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告4件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、報告4件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより報告4件を採決いたします。

お諮りいたします。

報告4件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第5号までの専決処分の承認を求めることについての報告4件

は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議案第55号 損害賠償の額を定めることについて**

○議長（山村恵美子君） 日程第11、議案第55号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第55号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第55号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和6年2月4日に三次市三良坂町灰塚字木谷11791番2地先の市道仁賀灰塚線の路上で発生した落石による車両物損事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○13番（藤岡一弘君） それでは、議案第55号に対しまして質問させていただきます。何点か会派代表者会議におきましても質問がされていたんですけども、少し重複することをお許しください。

今回、三良坂の市道において落石が発生したというところで、写真も添付していただいでいて、当時の状況というものは理解しております。改めて、この場所が、これまで落石等の危険な箇所として御指摘であったり、またはそういう連絡等が支所または建設部のほうに届いていた場所なのかということをもまず1点質問させていただきます。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口建設部長。

○建設部長（濱口 勉君） 事故があった場所ですけども、支所のほうでパトロールを月に4回程度させていただいております。その場所が落石注意の看板が2つ設置されておりましたので、以前、落石があつて注意を喚起しないといけないということで設けた経緯はあろうかと思えます。ただ、最近そういった、そこで落石があつたとかいうような情報を、厳しくパトロールしないといけないとかいうようなことでは把握してないところでございました。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○13番（藤岡一弘君） 最近はあまり落石といった報告はなかったが、これまでパトロールであったり、また過去に落石があったという事例はあったというところで、今ゴールデンウィーク前なんですけれども、2016年に島根、邑南町で落石があったんです。そこで大学生の方が亡くなっています。それは、この10倍ぐらいの大きさだったんですけれども、予想しない石が根本から軽自動車の上に落ちて、そしてショック死ということでありました。一度ここが危険な箇所として指摘されているのであれば、やはりネットなり、またはそういった危険な石がほかにはないか調査をすべきだと思うんですけれども、そういった再発防止に向けて、また、場合によっては人が死んでもおかしくないと思います。そういったところにどのように対応していくのか、改めて質問させていただきます。

（建設部長 濱口 勉君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 濱口部長。

○建設部長（濱口 勉君） 今回事故がありました現場につきましては、のり砕工が設置されておりまして、現在の状況でいいますと、樹木も出ておりまして、根が張ることで石を落としたのではないかというふうにも考えております。御指摘のように、今回の石が、大きさから考えまして、今回は物損事故で済みましたけども、人身という可能性も十分あった事故だろうというふうには考えております。こういった場所が、三次市内1,900キロぐらいの道路がございますので、数がありますので、重要度を考えながら、車両の通行量等も考えて、対策とすればロックネットが有効だとは思いますが、ロックネットを100メートル、高さ15メートル程度設置するとして1,500万円程度の費用がかかります。そういったところで、予算も考えながら、優先順位を見て考えていきたいというふうには考えておりますが、たちまち落石注意の看板を対向車線側に、もう一つ増やしまして、パトロールも強化する中で落石の状況も見ていきたいと考えております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第56号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第12、議案第56号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第56号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第56号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市監査委員、升本美知子氏の任期が令和6年6月29日をもって満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、同氏を引き続き同委員として選任することについて、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 本案は先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号はこれに同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について

○議長(山村恵美子君) 日程第13、議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会へ、1、議会の日程に関する事項、1、議会の運営に関する事項、1、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、1、議長の諮問に関する事項、また、広報広聴常任委員会へ、1、議会の広報広聴に関する事項、以上を付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本日、市長から議案第57号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてが提出されました。議案第57号を急施事件と認め、日程に追加し、審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号を日程に追加し、審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第57号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 追加日程第1、議案第57号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第57号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第57号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市監査委員、竹原孝剛氏の任期が令和6年4月17日をもって満了したことに伴い、新たに増田誠宏氏を同委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は議員の任期によるとなっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 本案は先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号はこれに同意することに決しました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和6年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

—閉会 午後 3時43分—

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月1日

三次市議会臨時議長 横 光 春 市

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 伊 藤 芳 則

会議録署名議員 鈴 木 深由希